

## 令和5（2023）年度とちぎナイスハート農福連携マルシェ開催事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が委託する令和5（2023）年度農福連携マルシェ開催事業（以下、「事業」という。）を受託する者の業務について、必要な事項を定めたものである。

### 1 目的

近年、農業従事者の高齢化などにより、労働力の減少等が課題となっている農業分野、障害者の就労の場の拡大や工賃向上が課題となっている福祉分野が連携した取組（以下、「農福連携」という。）が広がっている。

障害者就労継続支援事業所（以下、「事業所」という。）の新たな取組として注目されている農福連携について、事業所の農業に関する取組の紹介や、県産農産物を活用して事業所で製作された商品（以下、「セルプ商品」という。）の販売等を通じて、県民への普及啓発を図り、障害者の農業分野への就労促進を図るとともに、セルプ商品の販路拡大や障害者の工賃向上につなげる。

### 2 委託期間

契約締結日から令和6（2024）年1月31日まで

### 3 実施主体

当該事業の実施主体は栃木県とし、審査により決定した事業所に委託して実施するものとする。

### 4 事業概要

#### (1) 基本的な考え方

多くの県民が農福連携について理解し、障害者の農業分野への就労促進を図るとともに、セルプ商品の販路拡大や障害者の工賃向上につなげる。

#### (2) 日程等

とちぎナイスハートバザール等との合同開催

- ・日時：令和5（2023）年12月9日（土）（10時から15時）（予定）
- ・場所：栃木県庁（予定）
- ・対象：県民約2,000人程度

### 5 委託業務の内容

以下に掲げる全体及び各種プログラムに係る業務を委託する。なお、実施にあたっては会場の都合により実施できる事業が制限される場合があるため、採用案決定後に内容が変更となる場合がある。

#### (1) 企画等

- ・全体の構成、各種プログラム等の企画（進行台本等の作成を含む）
- ・アトラクションの実施（集客が見込めるようなアトラクションや展示等）
- ・スケジュールの作成（全体及び設営、出展者の搬入、搬出等）
- ・会場全体のレイアウト図の作成（ブースの設置、来場者の導線等）

#### (2) 開催に必要な申請等の手続（会場使用、食品の販売、傷害保険の加入等）

#### (3) 各種プログラムの司会者・演者等との交渉、調整、対応、謝礼等

#### (4) チラシ・ポスター等の作成（デザイン含む）

#### (5) 広報活動（チラシ・ポスターの配布、その他の広報媒体による告知）

#### (6) ノベルティーグッズの作成（来場者へ粗品としてセルプ商品を贈呈）

#### (7) 出店事業所の募集、調整（とちぎセルプセンターを通して募集）

- ・出店に係る説明資料の作成
- ・ブースの設置場所や必要な備品等（机、イス等）の調整・準備
- ・出店に必要な諸手続
- ・その他、出店のために必要な措置

#### (8) 来場者へのアンケートの実施及び集計（アンケート協力者へセルプ商品を贈呈）

#### (9) 会場の設営、演出、撤去等

- ・全体及び各種プログラムに係る設営、演出撤去（出演者用控室を含む）

- ・安全対策、風雨対策等
  - ・案内看板等の作成、設置（ブースサインを含む）
  - ・ゴミの収集、処分及び清掃（食事等に係るゴミも含む）
  - ・会場の原状復帰
- (10) 運営等
- ・全体及び各種プログラムの実施、運営
  - ・運営マニュアルの作成
  - ・必要な人員の確保、配置等（会場内等を含む）
- (11) 当日配布する地図やプログラム等の資料の作成
- (12) 当日の記録（写真等）

## 6 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 栃木県障害者差別解消推進条例第 13 条（社会的障壁の除去のための合理的配慮）に基づき、ステージへの手話通訳者や要約筆記の配置や、会場において車いすが使用できるよう会場レイアウトに十分なスペースを確保する等、合理的配慮を講ずること。
- (2) 農福連携については、県農政部農政課が推進する「ユニバーサル農業」の取組を参考とすること。
- (3) 催事の運営については、すべて受託者が執り行うこととし、県は受託者の監督業務のみを行うものとする。
- (4) 受託者が本事業のために作成した著作物に関する権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）については、県に譲渡するものとする。なお、既存の著作物を二次利用して文章等を作成する場合には、権利者又は当該権利の管理者に対して、二次利用に係る正当な手続きを経て利用すること。また、権利侵害を疑われかねない文章等を作成することのないよう、十分配慮すること。
- (5) 文章等の作成に当たっては、下記の記載を禁止する。なお、意図的に以下に触れる文章等を記載したものではない場合であっても、不適切な記載と誤解されるおそれがあるものとして、県から修正又は削除の指示があった場合は、これに従うこと。
- ① 特定の思想、政治信条、信仰、歴史認識に偏った記載
  - ② 特定の個人や団体を一方的に批判、非難又は攻撃する内容の記載
  - ③ 特定の個人や団体の不利益を意図的に誘導する内容の記載
  - ④ わいせつな記載
  - ⑤ 犯罪を誘発するような反社会的な記載
  - ⑥ 虚偽の記載
- (6) 事業の実施に当たっては、随時県に対して内容の確認を依頼し、不適切な表現（用語の誤り、差別的表現の使用等）の防止を図ること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で実施すること。

## 7 成果品

本事業の完了後に、受託者は県に実績報告書（任意様式。ただし当日の開催内容が詳しく分かるものとし、委託費についての料金詳細を付すこと）を提出するものとする。

## 8 委託上限額

本事業の上限額は、4,203,540 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 9 支払について

委託料は、原則として業務完了検査後の精算払いとする。

## 10 その他

- (1) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。
- (2) 本仕様書に記載されている内容及び選考された企画提案書の内容について、より効果的な事業となる場合は、県と受託者の協議の上、内容の一部変更を行うことがある。